

## 相模川流域及び多摩川流域における減災対策協議会規約

### (名称)

第1条 本会の名称は、相模川流域及び多摩川流域における減災対策協議会(以下「協議会」と云う。)とする。

### (目的)

第2条 本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月台風10号等により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、県、市町村等(以下「構成員」と云う。)が連携・協力して、現状の水害および土砂災害リスク情報や取組状況を共有するとともに、減災のための地域の取組方針を作成することにより「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

### (組織)

第3条 協議会の構成員は、別表1のとおりとする。

- 2 協議会に会長を置く。会長は山梨県富士・東部建設事務所長とする。
- 3 会長は、必要に応じて協議会を招集し議事運営を行う。
- 4 会長は、第1項によるもののほか、必要があると認めるときには構成員を追加するほか、構成員以外の者を協議会に出席させ、意見を求めることができる。

### (協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議または実施する。

- 2 現状の水害および土砂災害リスク情報及び各構成員の取組状況の共有
- 3 想定される水害および土砂災害リスクに対し、円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 4 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針の実施状況を確認する。
- 5 その他、大規模氾濫等に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

### (幹事会)

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる委員をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置く。幹事長は山梨県富士・東部建設事務所技術次長とする。
- 4 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し議事運営を行う。
- 5 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 6 幹事長は、第2項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者を幹事会に出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第6条 協議会の庶務を行うため、山梨県富士・東部建設事務所河川砂防管理課に事務局を置き、吉田支所河川砂防管理課と協働して事務を行なう。

(附則)

本規約は、平成29年6月8日から施行する。(第1回協議会の日)

本規約は、平成30年3月14日に改正する。(第2回協議会の日)

本規約は、平成31年2月19日に改正する。(平成30年度協議会の日)

○協議会構成員

(会長) 山梨県 富士・東部建設事務所長  
山梨県 富士・東部建設事務所吉田支所長  
気象庁 甲府地方气象台長  
山梨県 防災危機管理課長  
山梨県 治水課長  
山梨県 砂防課長  
山梨県 深城ダム管理事務所長  
富士吉田市市長  
都留市市長  
大月市市長  
上野原市市長  
甲州市市長  
身延町町長  
道志村村長  
西桂町町長  
忍野村村長  
山中湖村村長  
鳴沢村村長  
富士河口湖町町長  
小菅村村長  
丹波山村村長

計 16 機関 21 部署

○アドバイザー 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所長

○幹事会委員

(幹事長) 山梨県 富士・東部建設事務所技術次長  
山梨県 富士・東部建設事務所吉田支所技術次長  
気象庁 甲府地方气象台 防災管理官  
山梨県 防災危機管理課長補佐  
山梨県 治水課長補佐  
山梨県 砂防課長補佐  
山梨県 深城ダム管理事務所リーダー  
富士吉田市 安全対策課長  
都留市 総務課長  
大月市 総務管理課長  
上野原市 総務部危機管理監  
甲州市 総務課長  
身延町 交通防災課長  
道志村 総務課長  
西桂町 総務課長  
忍野村 総務課長  
山中湖村 総務課長  
鳴沢村 総務課長  
富士河口湖町 地域防災課長  
小菅村 総務課長  
丹波山村 総務企画課長

計 16 機関 21 部署

○アドバイザー 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所  
防災情報課 地域防災調整官